

(様式第1号)

■会議録 □ 会議要旨

|       |                                                                                                                                         |        |  |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--|
| 会議の名称 | 令和8年度第1回芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会                                                                                                               |        |  |
| 日時    | 令和8年7月22日(水) 10:00～11:30                                                                                                                |        |  |
| 場所    | 芦屋市役所分庁舎2階 大会議室                                                                                                                         |        |  |
| 出席者   | 会長 野崎 志帆<br>副会長 大林 英夫<br>委員 大脇 巧己<br>鞍田 反省<br>能瀬 仁美<br>阪下 幸雄<br><br>欠席委員 嶋田 勝子<br>金子 正子                                                 |        |  |
| 事務局   | 市民生活部長                                                                                                                                  | 和泉 みどり |  |
|       | 人権・男女共生課長                                                                                                                               | 谷野 誠   |  |
|       | 学校支援課長                                                                                                                                  | 浅田 陽一  |  |
|       | 人権・男女共生課主任                                                                                                                              | 子守 紫野  |  |
| 会議の公開 | ■ 公開<br>-----<br>□ 非公開 □ 一部公開<br>会議の冒頭に諮り、出席者6人中6人の賛成多数により決定した。<br>〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕<br>＜非公開・一部公開とした場合の理由＞ |        |  |
| 傍聴者数  | 0人（公開又は一部公開の場合に記入すること。）                                                                                                                 |        |  |

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委員、職員の自己紹介
- (3) 議題
  - ア 第4次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表（令和7年度実績）について
  - イ 第5次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表（令和8年度実施計画）について
  - ウ その他
- (4) 閉会

2 提出資料

- (1) 令和7年度 第3回芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会 次第
- (2) 資料1 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針評価基準
- (3) 資料2 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針令和7年度体系別評価
- (4) 資料3 第4次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表（令和7年度実績）
- (5) 資料4 第5次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表（令和8年度実施計画）

### 3 審議内容

【開会】

【部長あいさつ】

【委員・事務局紹介】

【会議の成立・会議の公開について説明】

（野崎会長）議題（１）第４次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表（令和７年度実績）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局、第４次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表（令和７年度実績）について説明】

（大脇委員）全体的に見ると、確かにＡ評価が一気に増加しているとのことで、良いことだと素直に思います。ただ、逆に本当にＡ評価で良いのか、今後のことを考えると、毎回言わせていただいているのですが、目標設定など最終的に本当に実現しなければいけないことが何なのか、それをぜひもう一度考えていただけたら嬉しく思います。例えば資料３の進行管理表で見ていただきますと、１番の実績としては、包括連携協定先の大学、神戸女学院大学との連携を行えたため、前進できているという形になっています。Ａ評価はありがたいし、実際にやっていただいていると思いますが、やはりもう少し、数字など、我々が見た時に納得できる具体的、客観的なものがこの資料に入っていればより良いと思います。例えば４番の事業「パパタイムを年６回実施して、年間で５０組、１０１人が参加した」となっていますが、その後ろの「令和７年実施効果課題」のところと見比べると、前年度が４３組で８４人だったので、今回は５０組まで増えて人数も増えた、だからＡ評価なのかと、両方を見比べないと分かりにくい書き方や、年６回実施したとありますが、これは回数が増えたから参加者が増えたのか、回数は一緒に参加者が増えたのか、それによっても評価は変わってくると思います。せっかく評価していくのであれば、より客観的な、具体的にここを評価してほしいというものが、すぐ見えるような形で出していただけると嬉しいです。

また、１番のところで、ウィザス通信を毎年４回発行されていますが、大きく変わったのは、市民委員が発行していたことを、市が発行し始めたということだと思っています。であれば、評価されるべきことは、それが変わったことによって、引き続き市民から、内容などのその体制が支持されているのかどうか、本当は確認をする必要があるのではと思っています。これからのことだと思いますし、今も市職員の新人の方たちが頑張って発行してくださっているのはわかっていますので、そういう観点を客観的に確認することも大切かと思いました。

（野崎会長）今までは、市民の方が発行されていたのでしょうか。

（事務局谷野）今まで、男女共同参画センターが発行するウィザス通信の中に、お手を挙げられた方に編集委員として参画していただいていたと思いますが、今もなお、継続して募集は行っているものの、今はセンターの事業として職員で発行しています。センターで実施するのは良いのですが、モニター制度のようなものを設けて、男女共同参画の観点から市民の視点を盛り込む、あるいは評価をするという位置付けも大切なのでは、というご意見でした。

（野崎会長）２年前か去年、市民委員の募集があったことをお聞きしました。今のお話の流

れで一つお聞きしたいのですが、4番で、父親を対象としたとても良い取組みをされていると思うのですが、参加者の年代の内訳はいかがでしょうか。

(事務局谷野) 手元に数字はございませんが、近年の世情を反映してか、昔想定されていたよりも年代幅は広いです。20代から40代ぐらいまであります。男女共同参画センターのウィザス・プランの中では、「男性の家庭参加」を重点課題として取り組んでいますので、こういったところで男性向け講座が集中的に出てきています。

(野崎会長) やはり50代以上の方は難しく、参加はないということでしょうか。そこは想像通りでした。

(大脇委員) この事業に関しては、「親子」という一つの対象もありますので、年配の方は参加が難しいです。

(能瀬委員) 対象が0歳から2歳のこどもをもつ父親ということなので、40代の方もおられるので幅広い年代ということですね。

(野崎会長) ありがとうございます。他にご意見はございませんでしょうか。

(大林委員) A評価が11事業ということで、健闘の結果、この5年間でA評価が増えていて、本当に地道な活動が評価されていて、これはすごいことだと思いました。A評価の多いところを見た中で、それぞれの項目にどれだけの予算がついているのかあまり我々が直接には知りませんでしたが、予算・決算の状態を見ましたところ、例えば高齢者の人権のところでしたら、予算・決算をほとんど使っておられます。こちらはB評価ですが、これはもっとお金が必要なのかと感じたことと、外国人の人権のところ、33番の国際理解教育推進事業で1,534万円を使っていますが、ALTを配置したその人員の給料がこの決算の中心かと思いましたが、後で教えてください。

また、41番のインターネット・モニタリング事業で、予算は0円でA評価と出てきていますが、これはお金がいないのか、あるいはもっとお金を使えたらより良い評価になるのかということを教えてください。

他にも、性的マイノリティの人権の教育、啓発(43番)について、予算15万円のうち1万5千円しか使っていませんが、A評価と出ています。もっとお金を使ったらより良い評価になるのか、この辺りを教えていただきたいと思います。

もう一点、犯罪被害者等の人権というところで、課題として「社会を明るくする運動」で作文を募集した結果、減少傾向であるとのことですが、前にも言いましたが、最近はAIが使われるようになって、AIで作られた作文が人権の作文コンテストでもたくさん出てきたという経緯がありまして、その辺りも連動していて、これは今後の課題になるかと思い、読ませていただきました。

(事務局谷野) 全体を通じて言えますのは、まず、これら複数の人権課題に対しての取組みは、人権・男女共生課だけではできないということです。それぞれの課が持つ様々な事業、あるいは対象関係機関に働きかけることによって、その人権意識や人権感覚が高まっていくように進めていくという、この考え方は様々だと思います。したがって、各担当から掲げる予算というのも、これまでも議論があったかもしれませんが、あくまでその人権課題に対応した課題というのではなく、例えば高齢者であれば、高齢者の福祉施策の中の委託事業

全体の中に関連して、人権を当てるということで予算が掲げられています。例えば、センター委託事業の予算があれば、当然決算もそのまま全て消費しますし、ある程度関連付けた事業の大枠の予算の中に、これは確実に人権事業として実施し、消費した決算額ということになりますので、なかなか予算・決算の対比で、人権推進にかかる事業が進んだかどうかという判断が非常に難しいということが言えると思います。次の議題、第5次指針の進行管理表のリニューアルの説明にも繋がりますが、そういった点を、全体を通じてご理解をいただきたいと思います。その点で言いますと、大林委員がご質問なさった高齢者の福祉や、ALTを含む国際理解教育推進事業、性的マイノリティの事業というのは、そういった考え方に基づいて整理されているとご理解をいただきたいと思います。

11ページのインターネット・モニタリング事業（41番）の予算0円というのは、我々市職員が業務の途中で実施しておりまして、想定される人件費の中で行っていますので、モニタリングのためだけの費用は計上していません。簡単な説明となりましたがいかがでしょうか。

（大林委員）ちなみに、今年度予算は昨年の予算に準じて計上されているのでしょうか。

（事務局谷野）それぞれの項目については、当然、事業が継続する限りで、令和7年度予算に応じて、令和8年度の予算を立てられていると見込まれます。先ほど申し上げた、委託料の全額で挙げているパターンもございますので、予算が増えたので何か新しい事業をするかということもなかなか言えない状況です。近年の物価の上昇、人件費の上昇に伴って、人的委託をするならば委託費が上がりますので、金額の増減で一概に進展した、あるいは後退したと言いくいのが正直なところです。

（野崎会長）大林委員のお話にあったALTや、国際理解教育ではフィリピンのこどもたちとの交流と書かれていますが、その事業が「人権」とどう関わるのかが分かりにくく、ここはあくまで人権に関わることを書かれているのか、事業ベースで書かれているのか、いかがでしょうか。

（事務局谷野）実際のところ、事業ベースになってしまっているのは事実です。各担当課にしてみれば、この事業を通じて、その延長線上に外国人に対する文化理解、これがひいては人権課題の解消ということになりますので、事業そのものを書いていただいているということです。

（事務局浅田）私から補足で説明いたします。谷野課長が話された通り、本日、打出教育文化センターで紹介をさせていただいているオンライン海外国際交流を行っています。こどもたちがそういった形で繋がっていくことで、違いを認められるような素地を持つようなことができると思います。また、日常よりALTの先生が授業を通じて、英語でコミュニケーション図っていくこと自体が、小中学生の方が今後大人になる時に、いろいろなものを受け入れていくという素地に繋がっていくのではないかと思います、私たちが大切にさせていただいています。

（大協委員）私も気になっているのが、項目欄の「方向性」というところが、事業ありきでほとんど書かれていて、本来、本当に解決しなければいけない課題などが書かれるもので、事業が最終目標ではないような気がしています。資料4のところでも気になっているところですが、本来こういう評価は、最初のスタートを間違うと、どう評価して良いのか分かりにくくなります。だからこそ、本当は方向性を一番キッチリさせないといけないところだと

思っていることを補足させていただきます。

もう一点、大林委員のお話のところで、予算・決算の表記については昨年の懇話会でも議論になりました。はじめ、予算・決算の表記を削除する提案が市の方からありましたが、検討が必要ではということになりまして、市からは、全体の予算から実際に人権課題に使われている数値がわからないという話がありました。私はその時、きっちり按分をして、この予算でこのくらい使いたいという数値を出してみてもどうかと提案をさせていただきました。これは本当に難しいところですが、本気で予算・決算を考えるのであれば、実は私は元々メーカー出身ですが、メーカーでは「工数」という、人件費が何時間、何人でこれくらいかかる、という考え方があります。課長が言われたように、この事業は通常の人件費の中でやっているから0円だけれども、メーカーではその人件費をきちんと予算化しています。やろうと思えばできると思いますが、そこまでが本当に大変なので、必要性があるのかは今後の課題かと思えます。

もう一つは、まったく0円ではなく、この予算はここでは使っていないけれど別の事業と一緒にやっている、というようなこともあると思いますので、単に0円とするよりは、あのナンバーと関連して、といった一言を書いていただくと、皆さんも納得するかと思います。以上、私からの意見です。

(野崎会長) 他にお気づきの点はございますか。

(鞍田委員) 高齢者の人権のところは、過去5年、令和3年から7年の間はB評価が続いている状態ということで、高齢者全般の話をしますと、やはり高齢者人口が増えて高齢化につながってきているのが事実で、おそらく仕事の中では非常にウエイトが多い、大きくなってきていると思います。例えば、福祉の中でも、高齢者施策に関わる費用や仕事は増えているかと思いますが、5年間ずっとB評価が続いているのは少し気になっています。説明いただいた17番の「災害時の要配慮者の支援の取組み」で、市の中でも3つの課が関わっていますが、課の間での連携も一つ、課題があるのではないかと考えています。事業の進む・進まないという話もありますし、その評価の仕方もあるかと思いますが、根本的にこの3つの課がもっと連携し合うと、もう少し事業が進むのではないかとともに思います。高齢者政策全般に見たら、市の行政全般の中でも取り残されている部分が多いのかなという気がしています。いろいろな事業や経費の使い方を見ても、減少傾向にある、でも高齢者は増えている、その辺りのギャップが出てきていて、なかなかA評価が出てこないというのは少し残念なので、もう一工夫が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局谷野) 評価のあり方で、各担当課の目指す目標が高ければ高いほどA評価になりにくいというジレンマがあります。実際、この効果測定の仕方は非常に難しいと、たまたま昨日、市長と話をしました。啓発の度合いや事業の進展度合いで数値化できるものがあればシンプルですが、人権啓発・人権教育の成果というものは非常に出しにくいです。それが今度の第5次指針のリニューアルに繋がっていくのですが、難しいというのはあります。

また、鞍田委員がおっしゃった人権施策と、災害援護の施策がどうマッチするのか、少し違和感が垣間見えるところはあると思います。この点も昨日、高齢者施策の担当課長と打ち合わせをしたのですが、災害が生じて社会的弱者を守るとなった時に、福祉関連部門だけでなく、地域福祉も防災とともにその人たちを認識し、周りが見守る体制を作るとするならば、この方向は必要だということで、担当が積極的に実施していただいている部分については、人権担当所管としては、「ありがとう、力を貸してください。」と、これに尽きると思います。3課の連携がうまくいっていないという見え方もあるかもしれませんが、目指すとこ

ろが100%というところになっていますので、例えば、地域組織の中で要援護者の見守り体制ができていない地域もあれば、そこまで成熟した体制が整っていない地域もあり、個人情報の取扱いで歓迎する団体があれば歓迎しない団体もあるという中で、行けるところは行く、そうではないところには丁寧な下積み作業がいるということで、B評価というのは必ずしも低評価という見方ではなく、後退せずに安定的に続いているという評価をもって、ご理解をいただければと思います。

(鞍田委員) 確かに、先ほど評価の基準を聞いて、例えば数値であれば、以前と比較してプラス10、20になったらA評価になるというのも分かりますが、ただ、業務がマンネリ化しているようにこの頃感じています。課長が言われたように、高齢者の災害時の問題はやはり大きな問題だと思います。どこかで災害が起こったという話になると大抵、高齢者の被災の話が出てきています。民生委員の人が高齢者を助けに行ったらまた災害に遭ったとか、警察官などでもそういったニュースをよく見かけますが、高齢者政策が遅れているから、取り残される人が出てきたり増えているという気もしています。今回モデルケースができなかったというところは、もう少し何か理由があるのかと。

(能瀬委員) 障がいの方も本来、避難計画を立てていくことになっているのですが、進行管理に見当たらないように思いました。高齢者の方は文言があって、今回はモデルケースができなかったということですが、取組みを始めたということが分かりました。

評価に関しても、ずっとA評価がありません。現在、福祉計画の作成中で、障がいの方面でこの話をしているのですが、その中でも、目指す先が高いというのはひしひしと感じていて、そこまででなくても良いのに、と思うところも実際あります。障がいのある人の人権で言うと、25番の相談窓口のところで、相談員を必ず付けましょと、そういう取組みを芦屋市はされているのですが、現在相談員が不足していて、新規のサービスを受けられない方がいるというのが現状です。もう少し融通を利かせても良いかと思います。セルフプランも見込まないといけないのかもしれないという話になっているくらいで。保護者の立場としては、相談員がいてくださると心強いです。いろいろ教えていただけるし、サービスを受けるにあたって計画を立ててくださるので良いのですが、サービスを受けたい時に受けられないというしんどい部分もあります。初めはセルフプランで良いけれど、後々相談員を付けてくださいといった、本来のサービスの部分では大事だと思います。

また、障がいの子を見ているヤングケアラーの話も、進行管理に見当たらないと思いました。ご家族の中でも、兄弟たちが当たり前にケアしているのですが、本人たちにとってそれは嫌なことではないんです。本人たちも親もヤングケアラーだとは思っていないくて、サービスの相談員などの第三者から、〇〇さんはヤングケアラーにあたると言われて初めて気付きます。家庭内で完結してしまうのでやはり見えにくいです。家族で依存してしまう部分も大いにあり、そこも問題だと思っていますが、こどもの人権にも、障がいのある人の人権にも見当たらないと思いました。

(野崎会長) ヤングケアラーも大事な問題だと思います。相談員が不足している理由は何が考えられますか。

(能瀬委員) サービスを受けたい人が増えてきているのが一番の理由です。小さい子にサービスを受けさせたくて、ドクターは、発達障害の診断名が欲しいと診断に来られる方が増えたという仰っていました。

(野崎会長) 発達障害を持つお子様も増えていると聞きます。

(大林委員) 相談支援のところを見たら、5, 429万円が予算計上されていて、決算も同じ額が使われています。でも、評価はBだということは、もっと予算を組んで欲しいということと考えて良いでしょうか。

(能瀬委員) そうだと思います。

(大林委員) 評価Bというのは一応当たり前で、事業を頑張っているという意味もありますが、それが突然A評価となった場合には、何がそうなったのかを説明できるような内容があるか、もしくは人権担当からきちんと説明できることがあると良いです。いろいろな要素が絡まっているとなると我々にはわからないので、その辺りを明らかにするしかないのかなと思います。私は基本的にずっとB評価で良いと思っていますが、それがA評価になったということは、頑張ったところがあると明らかにできるコメントがあれば良いですね。細かくはなかなか難しいと思いますが、そんな感じで今のお話を伺いました。

(野崎会長) ヤングケアラーの問題は大きいです。障がいを持つお子様ももちろんですし、外国人の方でもヤングケアラーが結構いらっしゃいます。もちろん高齢者の方でもいらっしゃるかと思いますが、見過ごされがちなのは外国人、障がいを持つ方かもしれません。その子自身は家族のケアにやりがいを持っていて、兄弟のことを好きだからやっているにしても、本来はそういったことをせずともこどもらしく過ごせるはずが、自分の親が、兄弟が、という事情でケアに入らなければいけないというのは、人権の観点でも問題があると感じます。外国人のこどもの場合も、親の通訳に行かなければいけないとか、兄弟の小さい子の親が働いているから、小さい子の面倒を見ないといけないから学校を休むというケースが結構ありますので、その辺りも人権施策として、目配りが必要かもしれません。

(野崎会長) 他、いかがでしょうか。

(大脇委員) 14ページの北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権について、51番の実績のところに、「市役所市章のブルーライトアップ等で周知を図った」とありますが、元々ブルーライトアップというのが、自閉症啓発のはずですが、これが少し気になったので確認しておきたいです。

(事務局子守) 北朝鮮の拉致問題について周知啓発するブルーリボン運動という活動がありまして、市章のライトアップを積極的に使っていきたいという意向もあり、啓発週間中は市章を青色に照らして、所管としても、展示やホームページで啓発週間の周知を図っているものになります。

(大脇委員) 分かりました。市役所のホームページを見ていたところブルーライトアップの話はほとんどなくて、逆にそうであれば、ブルーリボン運動という活動の啓発が本来の目的で、それに市章のライトアップを連携させたという形が良いと思います。ブルーリボンが北朝鮮拉致問題に関するものだと知らず、この書き方だと語弊を招くかもしれないので、修正いただく方が良いと思います。

(野崎会長) ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(阪下委員) 全体的なお話で、評価AやBの違いですが、例えば、新規の事業が新たに入って、発展した、参加数が増えたといった変化によって反映されるように思います。ずっとB評価だというのは、その事業を何年もやられているという内容だと思います。だからA評価にならない。やはり困っている方、障がいの問題であっても、高齢者の問題であっても、同和問題であっても、今何が課題なのかを明らかにして、今までできてなかった取組みを突き詰めていただいて、新たな事業を入れることでA評価が生まれていくと思います。

(野崎会長) もう少し、課題の掘り起こしが必要ではないかということですね。先ほどのご発言も同じかと思いました。私からも一点、外国人の人権について、8ページ30番のところですが、多文化理解講座に記載されている国々は参加者の方ではなく、テーマとなっている国ということでしょうか。

(事務局谷野) 参加者とターゲットです。

(野崎会長) この辺りに住んでいらっしゃる方が、その出身の方がいらっしゃるということでしょうか。

(事務局谷野) 詳細は把握できていませんが、事業により様々だと思います。

(野崎会長) 日本の在留外国人の統計上位10位までの国籍と大分違う印象で、地域で多文化理解講座を実施するのであれば、やはり、その地域住民の方の出身ルーツに合わせたものを重点的に実施した方が良いのではないかと思います。もちろん、それ以外を取り上げられないということではありませんが、マッチングを確認していただきたいという点と、偏見や差別意識を解消するという視点では、先ほども課長とお話しさせていただいたときに、現在、中国出身の方に対する偏見が非常に非常に厳しくなっていると感じます。それは日中関係も非常に関係しているかと思いますが、私も感じています。SNSでも、中国人に対する攻撃が非常に強いので、その辺りももう少し考えても良いかと思います。

33番で、「子どもたちも含めた外国や外国人との交流を進める」と記載されていますが、今はどの学校にも、ルーツを持っている子が普通にクラスの中にいると思います。同級生を巻き込んだ取組みを既にされているかもしれませんが、この表からはあまり見えてきていません。日本は常に外に目を向けて、ゲストを呼んで海外と交流するという傾向にあります。これだけ多様な背景を持っている方たちが、地域で普通に生活者として暮らしているという状況の中で、クラスの子たちのバックグラウンドや、あるいはクラスの子の保護者に母国の食事を振る舞ってもらったり、その子が主役になれるような取組みもあると良いと思います。学生に聞いてみると、そういう学習が現場でされてないのを感じます。結局、ルーツを持っている子のしんどさがあまり理解されず、その子のルーツについてもほとんど取り上げられず、その子の持つ文化の面白さや肯定的評価が学校であまり聞かない中で、大人になった時、いろいろな不確かな情報がネガティブなものに絡めとられていってしまう部分もあると思います。難しい面もあると思いますが、その子が自分のルーツを言いたくないといったことにはもちろん配慮が必要ですが、ルーツについて肯定的に評価する雰囲気を学校全体で作っていく必要があるのではないかと思います。もし、そういった取組みをされていたら教えていただけますか。

(事務局浅田) 全ての学校で、全ての学級にそういう多文化にルーツのあるお子様がいます。

は限りません。地域によって大きな偏りがあるという実情がありまして、芦屋市の場合は、浜側、例えば潮見中学校や浜風小学校・潮見小学校に、ルーツを持つ多くのお子様がいっぱいいます。その学校では、会長がおっしゃったように、長年地域と繋がっていて、自分の得意料理を振る舞って、持ってきたものをみんなで召し上がられるような機会も設けられていますし、小学校の入学式に行かせていただいた時には、入学される方の前提に、多くのルーツを持つお子様がいっぱいやるということで、とても分かりやすい言葉を使われていて、そういった姿勢を大切にされていることは根付いているように思います。32番の「お互いに尊重し」合えるような学級作り、学校作りという視点では、例えばコーディネーターの方、ボランティアの方、あるいは多言語翻訳アプリも使いながら、こどもたち自身がコミュニケーションを取れるような支援を教育委員会の方としては行っておりますし、その上で、33番のような項目を循環させるような形で、違った角度でまた勉強をして、それを身近な生活に繋げていくという、身近なところを取り上げて進めていこうと思っています。ただ、会長がおっしゃるとおり、難しい部分もございます。こども自身が閉じこもって、自分に焦点を当てないでほしいということも、私も中学校現場でそういったこどもにも多く出会ってきました。おっしゃっていただいたことを大切にして、これからもさらに留意していきたいと思っています。

（野崎会長）一点よろしいでしょうか。39番の外国人を対象にした防災訓練で、参加者が非常に少ないと書かれていましたが、その理由について何か把握されていますか。

（事務局谷野）担当者に聞かないとわからない状況です。

（野崎会長）では、本日出されました意見を参考にして、事務局での検討をお願いします。続きまして、議題（2）第5次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表（令和8年度計画）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局、第5次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表（令和8年度計画）について説明】

（事務局谷野）先ほどの予算・決算のお話で、誰に向けて何をするかがとても大切で、少し柔軟にやっていきたいと思っています。先ほどあったヤングケアラーの視点が第5次指針でも抜けているので、そういうものも汲み取りながら、例えば1ページ目にありますこどもの人権、新たな人権課題の方向性として、「子育て支援を地域社会で行う重要性を広げ、民生・児童委員などと連携し、妊娠期から子育て期に相談できる場を拡充し、啓発活動を強化する、子供を見守り支援できる仕組み作り」、こういったものに関連付けながら、ヤングケアラーの見守り体制を組み込むことができないか、一つ宿題としていただきたいと思います。これは一つの案でございますから、懇話会の中で出てきた意見を持ち帰り、取り入れていくことができるかどうか、取組手法として説明できるかと思います。

（野崎会長）先ほどの資料3の方での議論を受けて、こどもの人権のヤングケアラーなど、意見をぜひ反映していただけたらと思います。他にご意見はございますか。

（大脇委員）1ページ目の2-5-2や2-5-3で、全職員と市職員というこの二つに違いはありますか。

(事務局谷野) こちらは「市職員」に改めた方が良かったと思います。どちらも同じ意味合いです。ただ、特に我々も注意しなければならないのが、「市職員」に広すぎる中で言いますと、例えば消防分野を外すとか、教育分野以外であるとか、芦屋病院以外、といったお話もありますが、人権課題に関してはどの職種に関わらず全てということになりますので、本来全職員でも、外向けに言うと全職員とは何の職だろう、という話になるので、市職員というのが最も分かりやすいと思います。

(大脇委員) 市職員というと、正規の職員に限らず、非正規の方も含めたものと捉えたら良いですね。もう一点、こどもの人権の中の03-1、子どもの権利条約周知のための新しい冊子を作られるということですが、実は一番最初に作ったのは私でして、せっかくなので、どんな風に新しくなったのか、変わったところがあれば教えていただけますか。

(事務局谷野) 所管に確認してしまして、内容については現在検討中で、これからリニューアルするとのことです。

(大脇委員) どこを変えるかもこれからということですね。分かりました。

(野崎会長) 児童生徒に冊子を配布するとのことで、5歳児、小学6年生、中学3年生を対象にしていますが、そのタイミングで渡す理由を教えてくださいませんか。卒業間際ではなく、入園、入学してすぐ渡したら良いのかなと思いました。

(事務局谷野) 小学校に上がる前、中学校に上がる前、高校生に上がる前というアプローチの場合、大体こういう手法を取っています。

(大脇委員) 元々作った時に、学年によって内容も変わってくるだろうと当時の課長と話をして、3段階に分けて作成しました。先渡しのためのものと考えていただけたら。

(野崎会長) 分かりました。ありがとうございます。

(大脇委員) 高齢者の人権のところ、これも他市で聞いた話ですが、介護認定が認定員の技量のばらつきで、10年以上要介護だったとか、急に要支援に変えられたとか、上がったったり下がったりという話を最近聞きました。啓発はしてくれていますが、人材育成をして認定員のレベルを上げる、認定を平等にするという話はなかったもので、芦屋市はどうだろうと思いましたので、そこだけ確認をしたいと思います。

(事務局谷野) 介護保険制度における要介護認定の平準化というのは、保険制度を運営していくにあたって最も重要なポイントです。要介護認定調査員に対する調査の研修、認定審査会委員に対する研修、委員ごとのシャッフル研修ということで、これは制度の立ち上げ当時から、現在も継続して行われていると思います。もし、本来あるべき評価でない認定となった場合は、人権の観点で申し上げても望ましい姿ではありませんし、行政の判断になってきますので、異議がある場合については不服申し立てをしていただいて、その後再調査、再審査ということになります。そういった意味では、一定の担保はなされているということです。

(大脇委員) 再審査は権利として行えるものですが、それ自体がもったいないと思うレベル

の事例を聞きました。今の話を聞いて、芦屋市はしっかりしているということが分かりました。ありがとうございます。

（野崎会長）では、本日出されました意見を参考にして、事務局での検討をお願いします。次の議題に移ります。（3）その他につきまして、事務局から報告はございますか。

（事務局谷野）たくさんのご意見ありがとうございました。いくつかの宿題をいただいたと認識をしています。第4次指針に基づく評価はこれで一旦まとめをさせていただいた上で、今後は第5次指針に基づいて、より明確に、より具体的に取組んでいくのが望ましいと考えています。今後、実績評価をしていくにあたり、この懇話会の中で、分かりやすさ・根拠が大切であるということが一つ示されたと思います。その点を押さえながら、事業進捗については担当課に協力を仰ぎながら進行管理を進めていきたいと考えています。

また、本日皆様からいただいたご意見については、会議録としてまとめさせていただいて、皆様にお送りいたします。お手数ですがご確認をいただきまして、ホームページ上で公開する手続きに着手するということをご了承ください。事務局からは以上です。

（野崎会長）本日は本当に貴重なご意見ありがとうございました。これをもちまして、本日の懇話会を閉会いたします。では、事務局にお返しします。

（事務局谷野）本日はありがとうございました。皆様からいただいたご意見については、部長級が参加する推進本部、課長級が参加する幹事会に諮りまして、ご意見を反映させていきつつ、ブラッシュアップに励んでまいりたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【閉会】